

雨水浸透阻害行為の許可申請等

治水の要

～流域治水～

雨水浸透阻害行為の許可制度について

特定都市河川に指定された流域内で、**開発等により雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある行為**（雨水浸透阻害行為）を**面積1,000 m²以上**行う場合は、**県知事の許可が必要**になります。

特定都市河川浸水被害対策法第30条、同法施行令第8条

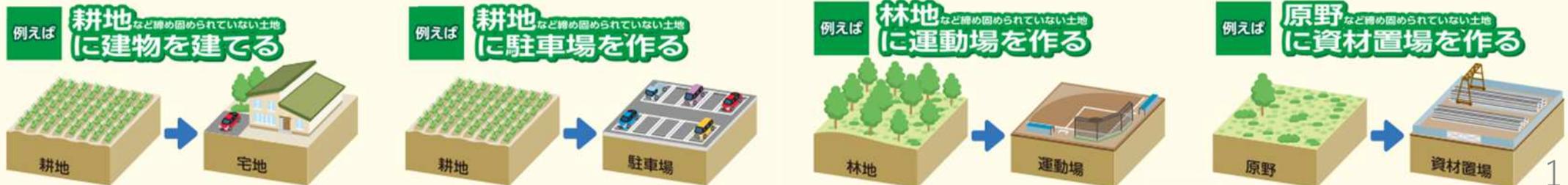
特定都市河川流域内の宅地等以外の土地※において、次に掲げる行為であって、面積1,000m²以上の雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある行為（雨水浸透阻害行為）を行う者は、**あらかじめ、県知事の許可を受けなければならない。**

1. 宅地等にするために行う土地の形質の変更
2. 土地の舗装(コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいう。)
3. 土地からの流出雨水量(地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。)を増加させるおそれのある行為で次に掲げるもの。
 - ア ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)を新設し、又は増設する行為
 - イ ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為(既に締め固められている土地において行われる行為を除く。)

※「宅地等」以外の土地 : 山地、林地、耕地、原野

「宅地等」に含まれる土地: 宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場

雨水浸透阻害行為の例

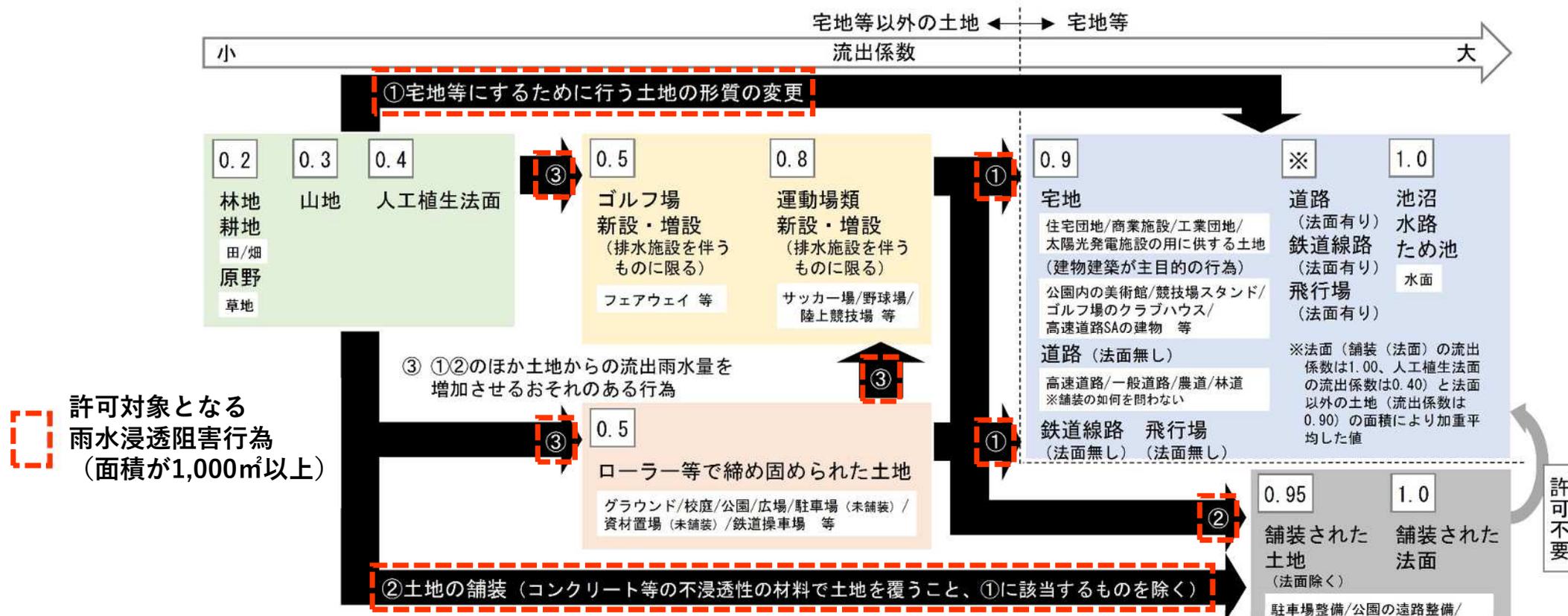


許可が必要か否かについて（1 許可対象となる雨水浸透阻害行為）

現況（行為前）の土地利用区分を整理し、**行為によってその土地から流れ出る雨水の量が増加する行為（雨水浸透阻害行為）**にあたる**面積が1,000㎡以上あるのか算定**する必要があります。

1 許可対象となる雨水浸透阻害行為

- ① 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- ② 土地の舗装(コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、①に該当するものを除く。なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。)
- ③ ①②のほか、土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある次に掲げる行為



※ 流出係数とは、敷地内に降った雨水量のうち下水道や河川に流出する雨水量の割合
例えば、流出係数が0.2の場合は、下水道や河川に2割流出し、土地に8割が浸透することになります。

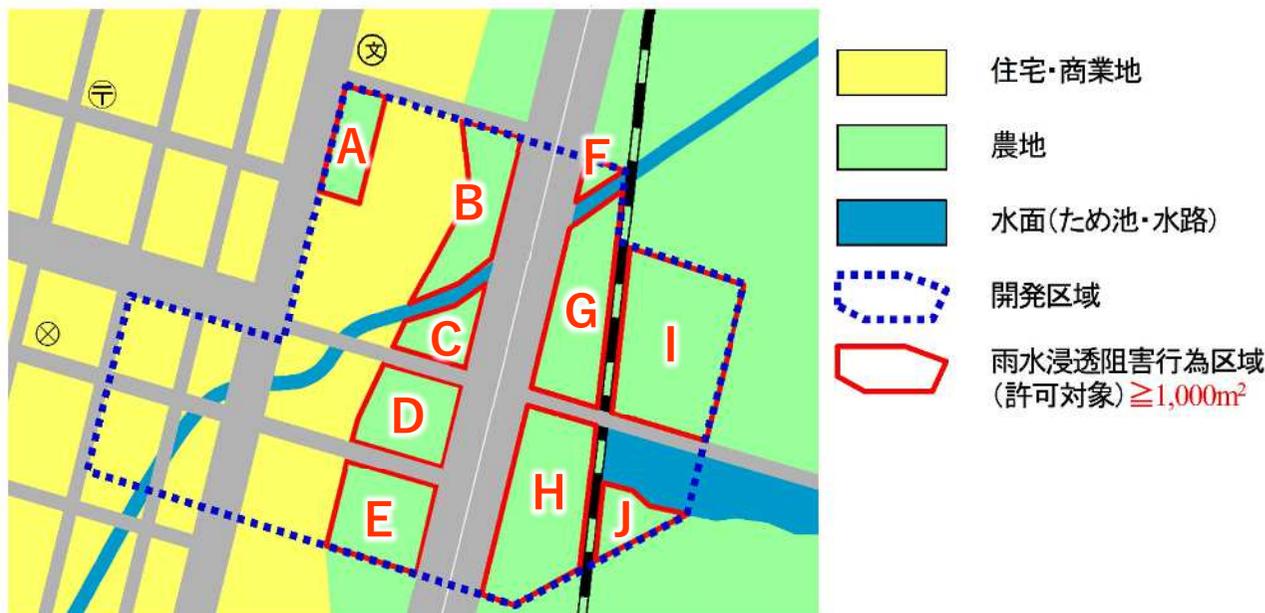
2 雨水浸透阻害行為をする土地の面積の算定

行為面積の算定は、**開発等の行為の区域のうち、雨水浸透阻害行為を行おうとする宅地等以外の土地の面積の合計**によるものとし、特定都市河川浸水被害対策法施行規則第16条第4項に規定する**現況地形図及び土地利用計画図**により算定します。

規則第16条第4項に規定する現況地形図及び土地利用計画図

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況地形図	地形、行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積	1/2500以上	等高線は、2 mの標高差を示す。
土地利用計画図	行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積	1/2500以上	

雨水浸透阻害行為に係る土地の面積の算定イメージ



$$A + B + \dots + I + J \geq 1,000\text{m}^2$$



雨水浸透阻害行為の面積の合計が、1,000 m²以上となる場合、**県知事の許可が必要**となります。

雨水浸透阻害行為の許可を要しない行為

特定都市河川浸水被害対策法第30条

非常災害のために必要な応急措置として行う行為

1. 災害直後において緊急かつ応急的に行われる**一時的な仮復旧**
2. 時間的・地形的に合理性の観点から緊急かつ応急的に行われる**本復旧**

特定都市河川浸水被害対策法施行令第7条

通常 of 管理行為、軽易な行為

1. 主として**農地又は林地を保全する**目的で行う行為
2. 既に**舗装されている土地**において行われる行為
3. 仮設の建築物等（建築物その他の工作物をいう。）の建築その他の土地の**一時的な利用に供する**目的で行う行為

指定時点で既に着手している行為の取扱い

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドラインP6-13

特定都市河川指定時点で次のいずれかに該当する行為は、雨水浸透阻害行為の許可を要しない。

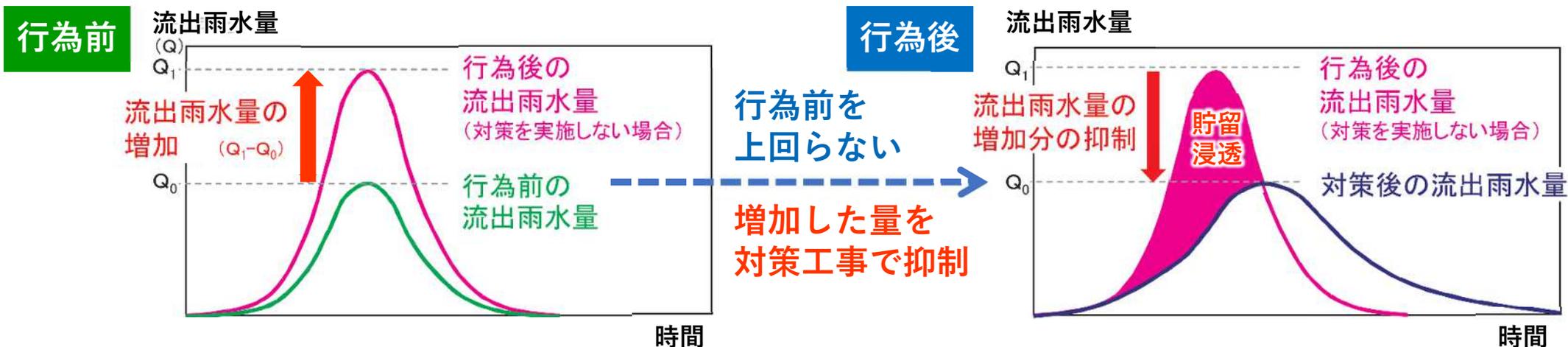
1. **既に工事に着手**している行為
2. 都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、**既に当該許可を受けているもの**
3. 事業採択されている等、**既に事業化されている**行為
4. 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、**既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの**。

※ 必要に応じて、相談の上、事業の特性に応じて、事業採択、事業認可、事業化、開発許可、工事着手のうち、いずれかの最も早い時点までに許可を受ける必要があることに留意してください。

許可の基準について

許可を受けるためには、行為後の流出雨水量の最大値を、行為前の値まで抑制するための**対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）**が必要となります。

対策工事は、基準降雨（10年につき1回の割合で発生するもので、県知事が定め公示する。）が生じたときの行為区域における**雨水浸透阻害行為による流出雨水量の最大値**について、**行為前の行為区域の土地利用状況に応じた流出雨水量**に比べて**増加することのないよう抑制**するものである。



対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）の例



雨水貯留浸透施設の検討

必要な貯留規模の算定においては、県ウェブサイトのダウンロードのリンクより調整池容量計算システム（Excel版）をダウンロードし活用してください。

流出係数算定結果	行為前	行為後
	#DIV/0!	#DIV/0!

雨水浸透阻害行為の技術基準として設定する流出係数

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)
	計	-	0.0000	0.0000
第1号調整池	宅地	0.90		
	地蔵	1.00		
	水路	1.00		
	ため池	1.00		
	道路(法面を有しないもの)	0.90		
	道路(法面を有するもの)			
	鉄道敷路(法面を有しないもの)	0.90		
	鉄道敷路(法面を有するもの)			
	飛行場(法面を有しないもの)	0.90		
	飛行場(法面を有するもの)			
第2号調整池	人工的に造成され植生に覆われた法面			
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて新設固められていない土地	0.20		

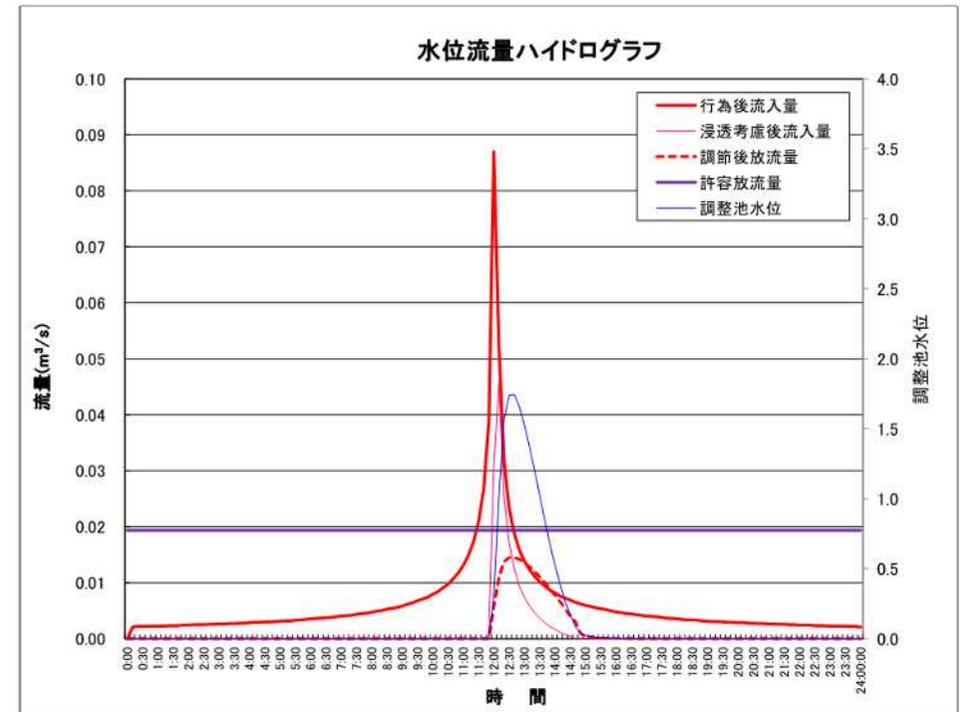
土地利用別の行為前・行為後面積などを入力することで、必要な貯留規模が算定できます。



雨水貯留浸透施設による流出抑制効果を算定

雨水貯留浸透施設を設置することによって開発エリアなどからの流出量がどの程度抑制されるかの効果を算定することができます。

システムにより、雨水貯留浸透施設がない場合の「行為後流入量」が、施設設置によって「調節後放流量」までピーク流量を低減させ、ピーク時間を遅らせる効果を持っていることを示すことができます。



水位流量ハイドログラフ（調整計算シート）

00はしめに 流出係数算出 降雨強度 流入量定義 01流出

申請手続きの手順

- 雨水浸透阻害行為に対する対策工事として雨水貯留浸透施設を設置する場合、右のフローのとおり、事前相談、審査の手順を踏むことになります。
- 詳しくは、今後、静岡県ウェブサイトに掲載する「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針（黒沢川流域）」をご覧ください。

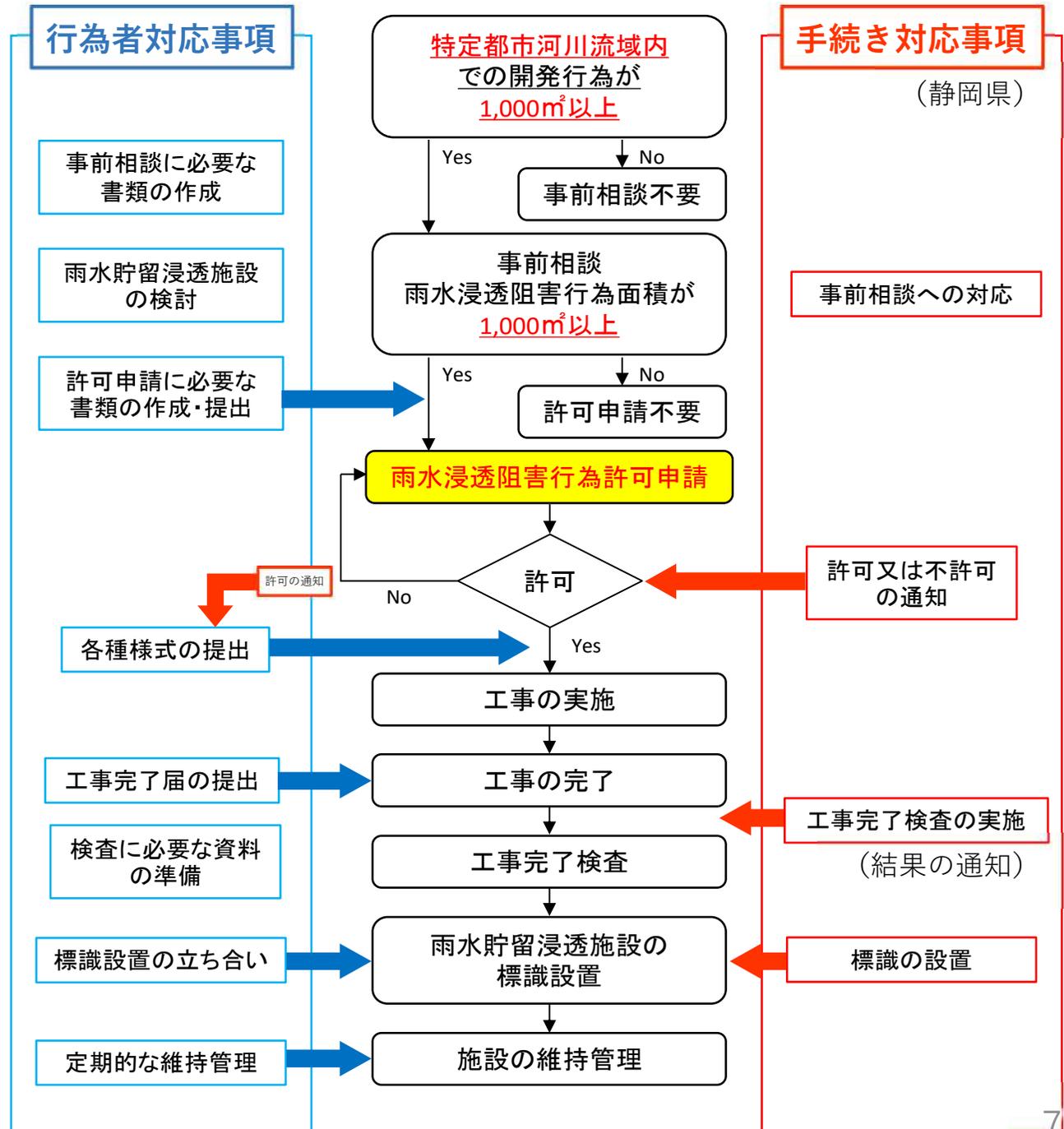
【相談窓口】

● 制度全般に関する内容

静岡県交通基盤部河川企画課
電話：054-221-3035

● 雨水浸透阻害行為の許可申請等に関する内容

静岡県袋井土木事務所企画検査
電話：0538-42-3216
菊川市建設経済部都市計画課
電話：0537-35-0932



- 雨水浸透阻害行為の手続きは、開発行為などの雨水浸透阻害行為を禁止するものではなく、雨水浸透阻害行為により雨水が地面に浸透しなくなる分について、流出を抑制する対策を実施するものです。
- 流域に関わるあらゆる関係者が協働して、浸水被害軽減に向けた水災害対策を行う「流域治水」にご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

